

コンゴ民主共和国 (Democratic Republic of Congo)

通 信

I 監督機関等

1 郵便・電気通信・新情報通信技術省 (PT-NTIC)

Ministry of Posts, Telecommunications and New Information and Communications Technologies

Tel.	+ 840-352-3027
URL	https://ptntic.gouv.cd/
所在地	Immeuble Kilou, 4484 ave des Huiles, BP 800 KIN 1, Kinshasa-Gombe, DEP.REP.OF THE CONGO
幹 部	Augustin Kibassa Maliba Lubalala (大臣/Minister)

所掌事務

電気通信分野の政策官庁として、通信分野全体の政策策定のほか、市場における競争環境の維持、消費者保護を所掌し、国際会議等における国の代表を務める。

2 コンゴ郵便・電気通信規制機関 (ARPTC)

Autorite de Regulation de la Poste et des Telecommunications

Tel.	+ 243 821918814
URL	https://arptc.gouv.cd/
所在地	Blvd. du 30 juin, BP3000, Kinshasa, DEP.REP.OF THE CONGO
幹 部	Christian Katende Mukinayi (長官/President)

所掌事務

「コンゴ郵便・電子通信規制機関の設立に関する 2002 年 10 月 16 日付法律第 014/2002 号」により設立されたが、同法は 2020 年 11 月 25 日付法律第 20/017 号に置き換えられた。電気通信担当省下の事業者規制機関として、以下を所掌する。

- ・ 情報通信分野における競争と民間部門の参加の促進
- ・ 公共サービスのユーザに提供されるサービス品質の監視

- ・分野で提供されるサービス価格の公平性の保証
- ・番号及び周波数資源の管理
- ・分野のインフラストラクチャと機器の認証及び技術的管理
- ・個人データの規制と保護の管理保証
- ・着信及び発信トラヒックの監視及び制御
- ・競争及びネットワークとサービス相互接続関連の事業者間紛争の解決
- ・分野の活動の監視

II 法令

コンゴ民主共和国における電気通信及び情報通信技術に関する 2020 年 11 月 25 日付法律第 20/017 号

電気通信分野の基本法令であり、法的及び制度的枠組みを決定し、個人データの処理に関する人の基本的権利と自由の保護を保証し、電気通信・ICT 分野における詐欺・犯罪を定義し罰する。公正な競争環境における電気通信の発展への民間部門の参加を通じて財源の確保を可能にする。同法により、電気通信及び ICT 分野での政策担当省と規制機関の所掌が明確化された。通称、「法律第 20/017 号 (Loi n° 20/017)」。

III 政策動向

1 免許制度

(1) 免許の区別

「法律第 20/017 号」では、個別免許 (Concession) の取得事業者が公衆通信網の運用を行うとするほか、電気通信サービスの提供に関して、4 段階で免許／認可の対象を定めている。

① 公的事業者

・情報通信分野の事業を行い、競争市場で民間事業者とサービスを提供する公的法人

② 個別免許 (Concession)

- ・情報通信ネットワーク及びサービス免許
- ・ネットワーク基盤免許
- ・サービス及びアプリケーション免許
- ・ラジオ・テレビ放送局の設立又は運営のための免許
- ・基礎基盤ネットワーク免許

個別免許の取得に際して、対象事業者には ARPTC の作成する業務明細書に従い、サービス・カバレッジ、相互接続、サービスの機密性と中立性等に関する義務の順守が求められる。

③認可 (Authorisation)

- ・パブリック・ドメインを借りて独立したネットワークの確立と運用
- ・販売・公開できない独立したネットワークから提供されるサービス
- ・一時的、実証・仮想ネットワーク等

認可の取得に際しては、ARPTC が個別の条件に従って作成し、電気通信担当省の承認を受けた業務明細書が必要とされる。

④届出

- ・周波数を使用しない独立したネットワーク
- ・低電力及び短距離デバイスのみで構成される無線通信局
- ・コミュニティ・テレセンター及びインターネット・エクスチェンジ等

(2) 外資規制

個別免許取得事業者に対しては、資本の少なくとも 30%をコンゴ民主共和国の個人あるいは法人が所有、そのうち 5%が当該の組織の従業員の所有であることが求められる。

2 競争促進政策

(1) 相互接続

「法律第 20/017 号」第 112 条は、国内で電気通信網を運用する事業者はすべて、他事業者に対する相互接続の義務を負うと定めている。また、2006 年 8 月 1 日の事業者間の相互接続契約に関する決定により、個々の条件は事業者間の調整に任せられるが、契約条件は透明かつ非差別的であること、契約書は署名後 7 日以内に ARPTC に提出し、その承認を得ることと定めている。

(2) SMP 事業者指定

相互接続に関する 2006 年 8 月 1 日の決定では、ARPTC は年ごとに通話着信にかかわる各市場で 25%以上のシェアを持つ事業者を市場において顕著な支配力を有する (Significant Market Power : SMP) 事業者に指定するとしている。SMP 事業者は他事業者からの相互接続要求に対して、回線容量の不足以外の理由で接続を拒否することはできない。

3 情報通信基盤整備

(1) ユニバーサル・サービス

「法律第 20/017 号」第 14 条は、ルーラル地域への電気通信サービス普及を目的としたユニバーサル・サービス基金の設立を規定しており、基金の様態については電気通信担当省の省令が定めるとしている。基金の財源について、同法では、その一部に免許・認可取得に際して規制機関に支払う料金が充てられるとしている。第 16 条は、通信事業者の基本金への拠出を年間売上高の 3%と定める。

(2) 情報通信基盤整備政策

2014 年 6 月、世界銀行は、中南アフリカ主要都市を光ファイバ・ネットワーク

で結ぶ「中央アフリカ・バックボーン（Central African Backbone : CAB）」プログラムの第 5 段階への支援計画を発表した。このプログラムは 2009 年に発足、各段階で 1、2 か国の基幹網の整備が実施されている。コンゴ民主共和国が参加する第 5 段階へのプロジェクト支援額は 9,200 万 USD と見積もられている。

CAB の整備は 2015 年 3 月に開始されており、2016 年 1 月段階では、2019 年末の完成を見込んでいたが、2020 年 12 月現在、完成が 2021 年 6 月に延長された。

また、2019 年 9 月、政府は国家デジタル計画（Plan National du Numérique : PNN）を発表した。同計画は、インフラストラクチャ、コンテンツ、アプリケーションの利用、ガバナンスと規制という四つの戦略的柱に基づく。2025 年に向けたデジタル開発戦略を定めたものであり、インフラストラクチャの近代化、通信カバレッジとデジタル・アクセスの拡大、デジタル・コンテンツへのアクセスの確保等に重点が置かれている。

IV 関連技術の動向

基準認証制度

「法律第 20/017 号」や「端末機器及び電気通信設備の認証手続に関する 2006 年 6 月 23 日付決定第 024/ARPTC/CLG/2006 号」に従い、ARPTC が認証業務を実施し、コンゴ民主共和国内で流通する端末機器や通信設備が、ARPTC が公表する技術基準へ適合しているかの検査を行う。

V 事業の現状

1 固定電話

ARPTC によると、国内の固定電話部門は 2013 年以降存在しない。その理由は不明であるが、2011 年時点の PSTN 方式の電話サービス加入者は 5 万 6,070 であり、2012 年の加入者数は 5 万 9,534 であった。国営事業者のコンゴ郵便・電気通信会社（Societe Congolaise des Postes et Telecommunications : SCPT）は、名目上 PSTN を担当しているが、2021 年 6 月現在サービスを提供していない。民営事業者である一般通信会社（General Society of Telecommunications : Sogetel）と Standard Telecom は、過去 10 年間で参入しているが、2021 年 6 月現在、両社の固定回線サービス提供の確認ができない。

国際通信については、2013 年 6 月、予定よりも 1 年以上遅れて、西アフリカ・ケーブル・システム（WACS）に接続された。また、2015 年より、フランスから南アフリカを結ぶ ACE（Africa Coast to Europe）海底ケーブルへの接続準備が進められているが、2021 年 10 月時点においてもコンゴにまだ接続されていない。そのほか、ポルトガルから南アフリカを結ぶグーグル（Google）の Equiano

海底ケーブルは 2021 年後半、フェイスブック（Facebook、現メタ（Meta））の 2Africa 海底ケーブルは 2023 年にサービス準備を完了する計画である。

2 移動体通信

インドの Bharti Airtel の子会社 Airtel DRC、南アフリカのボーダコム（Vodacom）傘下のボーダコム・コンゴ（Vodacom Congo）、仏オレンジ（Orange）子会社のオレンジ、レバノンの Lintel 子会社の Africell が市場に参入している。2016 年のオレンジによる Tigo の買収により、参入事業者が 5 社から 4 社に減少した。英国 Smile Telecoms Holdings 子会社の 4G スタートアップ Smile Communications は 2015 年から参入準備を進めているが、2021 年 6 月現在、参入は実現していない。

2021 年 6 月現在の移動電話加入数は約 4,249 万である。サービス提供地域は都市部が中心で、人口カバレッジは最大のボーダコム・コンゴで 37%程度と見られている。

4G サービスは、2018 年 5 月にボーダコム・コンゴとオレンジ、2019 年 5 月に Africell、2019 年半ばに Airtel DRC が開始し、2021 年 6 月現在の合計加入数は 200 万である。3G サービスの 2021 年 6 月現在の合計加入数は約 1,200 万である。

3 インターネット

インターネット接続は国内の民間事業者 Microcom によって 2005 年に初めて開始され、同社は VSAT と WiMAX によって接続サービスを提供してきたが、2019 年 1 月に FTTx アクセスを運用するための免許が付与された。同社のほか国内事業者数社が WiMAX 及び FTTx 接続サービスを実施しているが、サービス地域は主要都市が中心である。PSTN 網が存在しないため、無線固定ブロードバンド事業者と移動体通信事業者の競争が進展した。また、ARPTC 及び PT-NTIC は国内事業者の現状把握に向けて努力を進めている。モバイル・インターネット・サービスの加入者は 2019 年末現在で 1,700 万である。

VI 運営体

1 コンゴ郵便・電気通信会社（SCPT）

Societe Congolaise des Postes et Telecommunications

Tel.	+243 81 4757008
URL	http://www.scpt.cd/
所在地	1009, Boulevard du 30 juin, Kinshasa, Kin - Gombe
幹部	Didier Musete（社長／Director General）

概要

1967年設立。2010年にコンゴ郵便・電気通信局（Office Congolaise des Postes et Telecommunications: OCPT）より改称した。資本はすべて国が所有している。固定回線をほぼ独占しているが、電話以外のサービスは行っていない。

2 その他の主な事業者

主要事業分野	事業者	URL
移動体通信	Airtel DRC	https://www.airtel.cd/
	ボーダコム・コンゴ	http://www.vodacom.cd/

放 送

I 監督機関等

1 通信・メディア省

Ministry of Communications and Media

Tel.	+243 843 964 144
URL	http://pp-drcgov.net/
所在地	Immeuble RATELESCO 83 ave Tombalbaye, Kinshasa, DEP.REP.OF THE CONGO
幹 部	Patrick Muyaya Katembwe（大臣／Minister）

所掌事務

放送を含むメディア規制政策の策定とともに、政府の広報機関として、市民意識の向上に関する住民へのキャンペーン活動を所掌する。

2 視聴覚・通信高等評議会（CSAC）

Conseil Superieur de l'Audiovisuel et de la Communication

Tel.	+243 987 654 321
URL	https://www.csac.cd/
所在地	Place Royal, Immeuble Likasi 2ième Niveau, Kinshasa/Gombe, Kinshasa, DEP.REP.OF THE CONGO
幹 部	Jean Christophe TITO Ndombi（委員長／President）

所掌事務

2011年に設立された独立規制機関。ラジオ・テレビ、インターネットを含むメディア全般のコンテンツ規制を所掌する。

II 法令

視聴覚・通信高等評議会の構成、責務及び所掌にかかわる 2011年1月10日付組織法第11/001号

CSACの設立規定。CSACの構成員の人数、就任の条件、事業者規制の原則等を定めている。

III 政策動向

1 免許制度

(1) メディア所有規制

既存の放送事業者の株式の50%以上を所有する個人又は法人は、国内の他の放送事業者の株式の40%以上を所有することはできない。

(2) 外資規制

商業放送事業者に対する外資比率は、40%までに規制されている。

2 コンテンツ規制

番組規制

ラジオ又はテレビにおいて、犯罪の奨励、暴力の誘発、公序良俗の破壊、その他人種・民族・宗教等に関する差別を助長する旨の内容の番組の放送は禁じられる。

3 地上デジタル放送

周辺の東南アフリカ諸国と共に放送規格として DVB-T2 方式を採用している。移行計画の策定が開始したのは 2014 年 7 月で、2015 年前半には有料放送 1 社に免許が付与され、2015 年 6 月から段階的にアナログ停波を実施する計画が発表された。2019 年末現在、UHF 帯のテレビがすべてデジタル放送に移行している。

IV 事業の現状

1 ラジオ

国内では最も一般的なメディアであり、全国で聴取が可能である。国営のコンゴ・ラジオ・テレビ (RTNC) のほか、約 460 の放送局が存在する。最も聴取者の多い全国ネットには、国連とスイスの Hironnelle Foundation が共同で設立した Radio Okapi がある。RTNC は「La Voix du Congo」の名称で、フランス語、スワヒリ語のほか、三つのローカル言語で放送を実施している。国外の事業者では、英 BBC 及び仏ラジオ・フランス・インターナショナル (Radio France International) が FM 放送を行っている。

2 テレビ

RTNC が全国向け総合放送 1 系統、首都での商業放送 1 系統を実施している。このほか、数社の民間事業者が放送を実施しており、放送局数は約 50 である。主な商業事業者には、Digital Congo、Raga TV 等がある。地上デジタル放送免許が、私有料放送チャンネル・プリュス（Canal Plus）のアフリカ部門に付与されている。

中国系の有料放送事業者 StarTimes は、2013 年 7 月から独自のプラットフォームで地上デジタル放送を実施してきたが、2014 年 9 月、政府はこのサービスが正式な免許手続を経たものではないとして、サービスの中止を命じている。

3 衛星放送

RTNC が地上放送の衛星による再送信を実施している。商業放送では、南アフリカのマルチチョイス（MultiChoice）がアフリカ全土向けに運用するプラットフォーム DSTV により、五つのチャンネル・パッケージを提供している。

V 運営体

コンゴ・ラジオ・テレビ（RTNC）

Tel.	+243 840 168 733
URL	https://rtnc.cd/
幹 部	Freddy Mulumba Kabuay（臨時総裁／Director ad int.）

概要

1945 年に設立され、1990 年の放送市場の自由化まで、国内唯一のラジオ・テレビ事業者であった。1997 年に現在の名称で組織を再編、ラジオ、地上テレビ及び衛星放送を実施し、ほぼ全国をカバーしている。

電 波

I 監督機関等

1 監督機関

(1) 郵便・電気通信・新情報通信技術省（PT-NTIC）

（通信／I－1 の項参照）

(2) コンゴ郵便・電気通信規制機関（ARPTC）

（通信／I－2 の項参照）

所掌事務

事業者への周波数資源の割当て、無線設備の技術基準の策定、認証業務等を所掌する。

2 標準化機関

コンゴ管理局 (OCC)

Office Congolais de Contrôle

Tel. / Fax	+243 81 811 5737	+243 81 301 6668
URL	http://occ.cd/	
所在地	98, Avenue du port, BP 8806, Kinshasa-Gombe, DEP.REP.OF THE CONGO	
幹部	Gaby LUBIBA (臨時総裁/Director ad int.)	

所掌事務

政府による輸入及び出荷前の産業製品の検査プログラムの策定に伴い、1949年にコンゴ検査会社 (La Société congolaise de surveillance) として設立された。その後、「1974年1月10日付政令第74-013号」に基づき、後継組織であるコンゴ管理局 (OCC) が設立された。OCCは、商務省 (Ministry of Trade) の監督下で運営される公的機関として、産業製品の品質管理や認証、標準化、消費者保護等の責務を担う。

II 電波監理政策の動向

免許付与手続は、事業者の需要動向を鑑みて、適宜実施される。政府は、2016年8月までに、10件のGSM免許を交付し、ARPTCは完全に周波数資源を使い果たしたと説明している。PT-NTIC (旧郵電省 MPTT) が2009年7月に公表した「電気通信及びIT分野の発展戦略」によれば、周波数免許は歴史的に、無線網の運用能力よりも、免許料の支払能力に基づいて付与されてきた。このようなアプローチが、周波数管理を巡る諸問題を引き起こしていることから、PT-NTICは世界銀行と協力して、無線電気通信分野の規制改革に取り組んでおり、周波数管理、相互接続、費用モデル、番号管理等を含む重要な分野に関する制度枠組を検討している。

なお、GSM事業者は一般に、1回限りの免許料と、年間売上高の一定割合 (通常2%、2021年11月からは3%) をユニバーサル・サービス基金 (Universal Service Fund : USF) に支払うことが要求される。GSM免許の免許期間は20年間で、免許付与後8か月以内に運用を開始しなければならない。また、法整備が欠如しているため、各事業者は当事者間で相互接続協定の交渉をしなければならない。

3G 免許は、2012 年 6 月 26 日に PT-NTIC が販売し、既存の GSM 事業者が購入した。1 免許は 1,500 万 USD で、Airtel DRC、Africell、Tigo（オレンジ）及びボーダコム・コンゴの 4 社が購入し、合計 6,000 万 USD が国庫収入となった。

LTE 免許については、当時の PT-NTIC 大臣 Tryphon Kin Kiey Mulumba 氏が事前のコンサルテーションを 2013 年 12 月 19 日に開始、既存の事業者と面会して免許条件や免許料について議論を交わし、免許の付与がボーダコム・コンゴから 2017 年 5 月に開始された。他事業者には、LTE 免許が 2018 年中に付与された。

TE-LTE 方式では Smile Communications がキンシャサをはじめとする都市で運用を開始しようとしているが、2021 年 6 月時点で目立った動きはない。

Ⅲ 周波数分配状況

コンゴ民主共和国を含む 16 か国が加盟する南部アフリカ開発共同体（Southern Africa Development Community : SADC）では、各加盟国の電気通信・郵便・ICT の責務を負う SADC 大臣の承認の下、南部アフリカ規制庁連合（Communications Regulators' Associations of Southern Africa : CRASA）が、SADC 周波数割当計画（SADC Radio Frequency Spectrum Allocation Plan : SADC RFSAP）を公表している。

・ SADC 周波数分配表 URL（2021 年 11 月）：https://assets.website-files.com/5fb8ce4adbd6ad2ccc1423e7/612fe72be15121775ae6a121_2021%20SADC%20RADIO%20FREQUENCY%20SPECTRUM%20ALLOCATION%20PLAN.%20docx%5B1%5D.pdf